

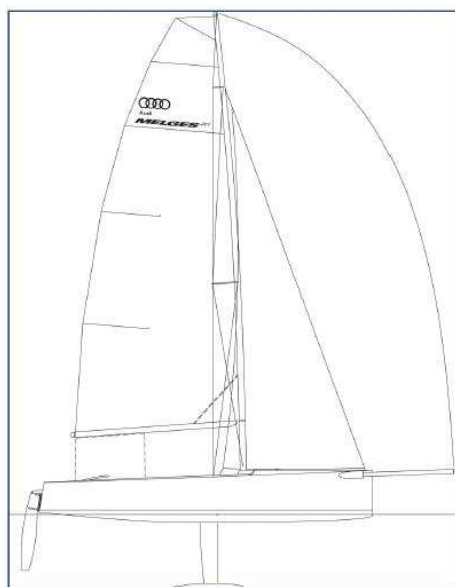


Audi

MELGES²⁰

THE INTERNATIONAL ONE DESIGN CLASS RULES

2014



Audy Melges 20 ライヒェル・ピューヨットデザイン 2008 年設計
2013 年 4 月版

【本和訳についての注記】

※本書は 2014 年 INTERNATIONAL AUDI MELGES 20 クラスルール（2014 年 1 月バージョン No. 16617）の試訳であり、内容について疑義が生じた場合はあくまで英文に従うものとする。

※本文中、【訳注*】で始まる文章は訳注である。

※誤植について：

- 1 本文中の章、節の番号・アルファベット順のずれについては、原文に合わせてそのまま記載した。
- 2 本文中、明らかな誤植と思われる箇所についても、原文通りそのまま記載した。但し、ピリオド、！、…等の記号については、妥当と思われる対応とした。
- 3 原文と参照する際の便宜のため、ページ割は原文と合わせた。但し、原文目次のページ番号と原文のページに齟齬があるので、本訳文では通しページをつけて訳文目次にはそちらを記載した。

2013年 INTERNATIONAL AUDI MELGES 20 クラスルール 目次

第I章 — 管理

A節 — 概要

A. 1	使用言語	4
A. 2	略語	4
A. 3	管轄当局	4
A. 4	クラス管理	4
A. 5	クラスルールの変更	4
A. 6	クラスルールの修正	5
A. 7	クラスルールの解釈	5
A. 8	インターナショナルクラス使用料及び ISAF プラーク	5
A. 9	セールナンバー	5
A. 10	マニファクチャラー デクラレーション	5
A. 11	リグ マニファクチャラー デクラレーション	5
A. 12	マニファクチャラー デクラレーションの有効性	5
A. 13	マニファクチャラー デクラレーションの再発行	6
A. 14	証書の保管	6

B節 — 艇体資格該当性及び装備のインスペクション

B. 1	クラスルールとその認定	6
B. 2	クラス協会マーク	6
B. 3	装備のインスペクション	6
B. 4	セールリミテーションマーク	6

第II章 ——— 必須要件と制限事項

C節 — レース参加条件

C. 1	概要	7
C. 2	クルー	7
C. 3	個人装備	8
C. 4	広告	8
C. 5	携帯装備品	8
C. 6	艇	9
C. 7	艇体	10
C. 8	艇体アペンデージ	11
C. 9	リグ	12
C. 10	セール	14

D 節 — 艇体	
D. 1 パーツ	15
D. 2 概要	15
D. 3 改変、メンテナンス及び修理	15
D. 4 艇体組立	15

E 節 — 艇体アペンデージ	
E. 1 パーツ	15
E. 2 概要	15

F 節 — リグ	
F. 1 パーツ	16
F. 2 概要	16
F. 3 スタンディングリギン	16
F. 4 ランニングリギン	17

G 節 — セール	
G. 1 パーツ	17
G. 2 概要	17
G. 3 メインセール	18
G. 4 ヘッドセール	19
G. 5 ジェネカー	20

H 節 — 附則 (内容略)	21
H. 1 セールロゴサイズ等図解	
H. 2 コクピットタンクロゴサイズ等図解	
H. 3 バウナンバーグラフィックサイズ等図解	

第Ⅲ章 ——— イベントルール

I 節 — イベントルール	
I. 1 抗議締切時間	22
I. 2 セールリミテーションマーク	22
I. 3 レース運営	23
I. 4 外部の援助	24
I. 5 賞	24

第Ⅳ章 ——— 別表 (内容略)

別表 1	クラスメンバーシップ申込書
別表 2	セール申告フォーム
別表 3	セールメーカー向け Melges20 セールロイヤリティボタン注文フォーム
別表 4	Melges20 セールリミテーションマーク申請フォーム
別表 8	ヘルムスマン申請フォーム

2010 INTERNATIONAL AUDI MELGES 20 クラスルール

序

この序は非公式な背景説明であり、Melges 20 クラスルールの本編は次ページからである。

Melges 20 クラスはコリンシアン【訳注*アマチュア：ISAF Sailor Classification で Group 1 であること】ヘルムのクラスである。

Melges 20 クラスは、厳正なワンデザインクラスとして作られたものであり、レースにおいて競うのはクルーであって、艇や装備ではない。

本クラスルールは、このコンセプトの維持を基本的な目的とする。

Melges 20 の艇体、艇体アペンデージ及びリグは、Melges Performance Boats により製作、管理され、また同社から製造許諾を受けたメーカーからのみ提供される。装備は Melges 20 の建造仕様書に基づき製造される。製造者は、本クラスルール C 節で許される範囲でのみ変更が可能である。

Melges 20 のセール計測は管理され、いかなるメーカーによるものでも構わない。本クラスルールに対する準拠の確認のため、**公式計測員**による**認証**又は ISAF 公認セールメーカーの製造でなければならない。メーカーは、**証明の管理**のもと、本クラスルール C 節で許される範囲でのみ変更が可能である。

レース中の使用装備の規制は本クラスルール C 節、ERS (ISAF 装備使用規則 (The Equipment Rules of Sailing) パート 1 及び国際セーリング規則 (RRS) に依る。

以下を忘れないこと:

本クラスルールはクローズされたものであり、「~してもよい」との記載がない限り、それは行ってはならない。

構成部品、またその使用については、本記述により定義される。

第 I 章 ——— 管理

A 節 — 概要

A.1 使用言語

- A.1.1 本クラスの公式言語は英語とし、訳文について疑義が生じた場合は英文を正本とする。
- A.1.2 本文中、“しなければならない”は厳守事項であり、“してもよい”は許容事項である。
- A.1.3 見出しに記載される場合を除き、“**太字**”で記載された用語は ERS の定義、また“イタリック”で記載された用語は国際セーリング規則 RRS の定義に依るものとする。

A.2 略語

- A.2.1 ISAF 国際セーリング連盟 : International Sailing Federation
- MNA ISAF 加盟各国連盟 : ISAF Member National Authority
- ICA 国際 Melges 20 クラス協会 : International Melges 20 Class Association
- NCA 国内クラス協会 : National Class Association
- ERS セーリング装備規則 : Equipment Rules of Sailing
- RRS セーリング競技規則 : Racing Rules of Sailing
- MPS Melges パフォーマンスセイルボート : Melges Performance Sailboats
- LM 製造許諾を受けたメーカー : Licensed Manufacturer

A.3 管轄当局

(注 : ISAF 下のクラスである場合は、ICA 幹部は ISAF 幹部に置き換えるものとする。)

- A.3.1 本クラスの国際的な管轄当局は ISAF であり、本**クラスルール**に関する全ての事項は ICA との協同による。
- A.3.2 ここでいかなる記載にかかわらず、LM は製造許諾を撤回する権限を有し、また ISAF から要求に応じてこれをしなければならない。
- A.3.3 ここでいかなる記載にかかわらず、**証明機関**は**サーティフィケーションマーク**を撤回する権限を有し、また ISAF から要求に応じてこれをしなければならない。
- A.3.4 ICA、NCA、MNA 又は公式計測員は、本**クラスルール**に関していかなる法的義務も負うことはない。

A.4 クラス管理

- A.4.1 ISAF は**セール**に関する事項以外のクラス管理を MPS に委譲している。
- A.4.2 ISAF は**セール**に関する事項のクラス管理を MNA に委譲している。MNA は本**クラスルール**記載の**セール**に関する事項の管理の一部又は全てを NCA に委譲することができる。
- A.4.3 MNA がいない国、又は MNA が**セール**認証を行わない場合は、本**クラスルール**記載の**セール**に関する事項の管理は ICA が行わなければならない、但し ICA は NCA に委譲することができる。
- A.4.4 計測員は ICA からの承認を求めなければならないが、MNA によって承認、又は任命された場合にのみ、公式計測員でなければならない。

A.5 クラスルールの変更

- A.5.1 ISAF 及び ICA の同意がある場合のみ**クラスルール**が改正される旨を規定している ISAF レギュレーション 26.5(f) が適用される。
- A.5.2 **クラスルール** C 節で、最小限の安全備品を規定している。レース公示又は帆走指示書において、追加又は代替の安全備品を規定することができる。
- A.5.3 ICA の許可があれば、**クラスルール** C.10.2(b) は帆走指示書又はレース公示で変更することができる。

A.6 クラスルールの修正

A.6.1 **クラスルール**の修正には、ISAF レギュレーションに従って ISAF 及び ICA の同意が必要である。

A.7 クラスルールの解釈

A.7.1 **クラスルール**の解釈は、ISAF レギュレーションに従って行われなければならない。

A.8 インターナショナルクラス使用料及び ISAF プラーク

A.8.1 認証された艇体ビルダーはインターナショナルクラス使用料を支払わなければならない。

A.8.2 ISAF は、艇体のインターナショナルクラス使用料を受領したら、ISAF 建造プラーク及び計測フォームを認証された艇体ビルダーに送付しなければならない。

A.9 セールナンバー

A.9.1 セールナンバーは以下のいずれかでなければならない。

(a) MPS が発行する艇体ナンバー。これは 102 から始まる。

(b) オーナーに発行される固有セールナンバー。

0-101 のセールナンバーは固有ナンバーとして割当され、MPS から購入することができる。

また、これより大きな番号でも、現在割当されていなければ同額手数料の支払で確保することができる。この手数料は活動振興及び運営のためにクラス協会の口座に寄託される。詳細は Melges パフォーマンスセイルボート宛問合せ：sales@melges.com

A.10 マニュファクチャラー デクラレーション【訳注*MPS による宣言証書】

A.10.1 マニュファクチャラー デクラレーションには、以下の内容が記録されなければならない。

(a) クラス名称

(b) セールナンバー

(c) オーナー

(d) 艇体アイデンティフィケーションナンバー

(e) ビルダー/製造業者の詳細

(f) 初回マニュファクチャラー デクラレーション発行日

(g) D 節- 変更、メンテナンス及び修理の詳細

(h) E 節、**コレクターウエイト**【訳注*コレクターウエイトは C.6.3 に記載】

(i) **艇体アペンデージ**のシリアルナンバー

A.11 リグ マニュファクチャラー デクラレーション【訳注*リグ製造メーカーによる確認証書】

A.11.1 リグ マニュファクチャラー デクラレーションには、以下の内容が記録されなければならない。

(a) クラス名称

(b) マスト**スパー**アイデンティフィケーションナンバー

(c) ブーム**スパー**アイデンティフィケーションナンバー

(d) ビルダー/製造業者の詳細

(e) 初回マニュファクチャラー デクラレーション発行日

(f) F 節、**コレクターウエイト**【訳注*コレクターウエイトは C.6.3 に記載】

(g) F 節- 変更、メンテナンス及び修理に関する詳細【訳注*変更、メンテナンス及び修理に関する詳細は D.3 に記載】

A.12 マニュファクチャラー デクラレーションの有効性

A.12.1 マニュファクチャラー デクラレーションは、以下の場合無効となる。

(a) 当該宣言に記録されるべき事項のいずれかが変更された場合

(b) ISAF 又は LM による取消

(c) 新たなマニファクチャラー デクラレーションの発行

A. 13 マニファクチャラー デクラレーションの再発行

A. 13.1 **LM** は、以下の場合は**艇体**についてマニファクチャラー デクラレーションを再発行することができる。

- (a) A. 12.1(a) 又は (b) により、マニファクチャラー デクラレーションが無効となった場合
- (b) A. 10.1(g) (h) (i) (j) 【訳注*A. 10.1の(j)は本文に記載なし】 及び A. 11.1(f) (g) の変更により無効と判断された場合は、マニファクチャラー デクラレーションを再発行して全ての是正内容を記録しなければならない。
- (c) 紛失した場合
- (d) ISAF から請求があった場合

A. 14 証書の保管

A. 14.1 **スキッパー** はマニファクチャラー デクラレーションの原本を保管しなければならない。

A. 14.2 LM はマニファクチャラー デクラレーションのコピーを保管し、ICA にそのコピーを送付しなければならない。

B 節 — 艇体資格該当性及び装備のインスペクション

艇がレース参加資格を得るためには、本節の規則に従わなければならない。

B. 1 クラスルールとその認定

B. 1.1 **艇**は以下でなければならない。

- (a) **クラスルール**に適合していること
- (b) 有効なマニファクチャラー デクラレーションを有していること
- (c) セールに有効な**サーティフィケーションマーク**があること

B. 2 クラス協会マーク

B. 2.1 ICA から要求があった場合は、有効なクラス協会ステッカーを艇体の目立つ場所に貼付しなければならない。

B. 3 装備のインスペクション

B. 3.1 特定の計測に言及することなく**クラスルール**違反について異議申立があった場合、**イクイップメントインスペクター**は以下の手順をとらなければならない。

- (a) 論点となっている対象物について、無作為に選定した複数の艇又は対象の装備（対照群として）から、サンプルとして同一の計測を行わなければならない。
- (b) 上記と同一の方法により、論点となっている艇又は対象の装備品の計測を行い、サンプルと比較しなければならない。
- (c) もし論点となっている艇又は対象の装備の計測結果が、対照群に近似した範囲を超えていた場合であっても、結果及び計測方法の詳細並びにその他関連する情報はレース委員会に参考として提出されなければならない。

B. 4 セールリミテーションマーク

B. 4.1 IMCA 承認イベント又はシリーズにおいては、全てのセールはセールリミテーションマークを表示しなければならない、これはイベント又はシリーズを通じてはがれてはならず、クラスロイヤリティボタンの近く、右舷側の帆のタックの上に剥がれないように確実に縫い付けなければならない。もしセールリミテーションマークを破損又は紛失した場合は、速やかにレース委員会に報告しなければならない。計測員又は IMCA の代表は、セールリミテーションマークがセールから剥がされないようセールに認証日を記録してサインすることができる。

第II章 ——— 必須要件と制限事項

クルー及び**艇**はレース中、第II章の内容に適合していなければならない。もし疑義が生じた場合は、C節の内容が優先される。

本規則第II章は**クローズドクラスルール**である。【訳注*許可が明示されない場合は全て禁止とする】**証明の管理及び装備のインスペクション**は本章により変更された箇所を除き、ERSに基き行われなければならない。

C節 — レース参加条件

C.1 概要

C.1.1 規則

- (a) RRS50.4は適用しない。
- (b) RRS43.2に関し、アンチハイキングストラップはライフラインではない。
- (c) RRS42.3(c)は、プレーニングのためにジェネカーシートを制限なしでパンピングできるように修正される。
- (d) ERS 第1章 - Use of Equipment 装備の使用は適用される。
- (e) RRS 附則 G.1.3(d)は適用しない。
- (f) 公式計測員、ICA、MNA、又は ISAF は、構造及び/又はクラスルールの遵守を究明するために破壊検査によることができる。

C.2 クルー

C.2.1 定義

- (a) **オーナー**：ヨット全体を所有するか、又はヨットの購入及び付属品、トレーラー、セール及び運営を含む費用負担の観点から2名の対等なパートナーのうちの1人で、その名前が艇の公式の所有権の書類に表示されている者。
- (b) **プリンシパルヘルムスマン**：現在クラスメンバーとして会費納付済みで、イベント期間を通じて、スタート5分前からフィニッシュするまで、一時的な事情により他の人に任せる時を除き、各々のレース中舵をとる者。
- (c) **チャーターラー**【*訳注：チャーターする者】：以下のいずれか
 - (1) オーナー
 - (2) オーナーの直接の家族の一員
 - (3) オーナーでないクラスメンバーで、ISAF クラシフィケーションコードがグループ1に分類された者

C.2.2 制限

- (a) **クルー**は3又は4名とする。
- (b) イベント期間中、レース委員会の許可なくして**クルー**の交代をしてはならない。
- (c) **プリンシパルヘルムスマン**は、ISAF セーラークラシフィケーションの有効なグループ1分類を有していなければならない。詳細は www.sailing.org/classification 参照のこと。
- (d) **プリンシパルヘルムスマン**は、附則8の有効な Melges20 ヘルムスマンエリジビリティアプルーバルを有していなければならない。
- (e) **オーナーチャーターラー**は自由に艇をチャーターすることができる。
- (f) **非オーナーチャーターラー**は、以下でなければならない：

- (1) チャーターする者が**非オーナー**であること。
- (2) **プリンシパルヘルムスマン**は
 - (i) **プリンシパルヘルムスマン**は有効なグループ 1 分類を有していなければならない。
 - (ii) **プリンシパルヘルムスマン**は附則 8 の Melges20 ヘルムスマンエリジビリティコミッティーから承認を受けていなければならない。
- (3) クラス協会のメンバーとして会費納付済みでなければならない。
- (4) **チャーター**は全ての参加計画を記載して承認を求めなければならない。
- (5) 承認はチャーター毎に受けなければならない。

C.2.3 ウェイト

クルーウェイトの制限はない、但し CE certification 【*訳注：欧州連合 (EU) および欧州自由貿易連合 (EFTA) 内での販売適合証明】及び製品保証での上限は 315kg である。

C.2.4 乗艇位置

- (a) **クルー**は両脚をデッキ内、シアラインの船内側に置かなければならない。
- (b) **クルー**はロールタック又はジャイブを促進するため、又は復元力を増すために、立ち上がること及びアンチハイキングストラップより身を乗り出すことをしてはならない。
- (c) **クルー**はジェネカークの補修、調整、ヘッドセールスの補修、調整、又はハッチに収納した 4 番目のセールを取り出すなどの場合にのみ**マスト**より前方に行くことができる。
- (e) **クルー**はジェネカー無しでセーリングしているときは：
 - (1) セーリング中は、セールスのハンドリング操作を行っている時、又は視界をよくするために一時的に立ち上がる時を除き、両足をコクピット床につけて座らなければならない。
 - (2) デッキに座っている間は、背骨の付け根部分をデッキ上に、また臀部は常時アンチハイキングパッドの船の内側に置かなければならない。
- (f) **クルー**はジェネカーを揚げてセーリングしているときは：
 - (1) 座っていなければならない、立ち上がるか跪いてもよいが、立っている又は跪いている間、決して**アンチハイキングストラップ、トランサム又は後部スタンションに結ばれたラインを越えて身を乗り出してはならない。クルーはアンチハイキングパッド又は左右の後部スタンションを結ぶラインに圧力をかけて押し出してもよいが、立っている又は跪いている間、アンチハイキングパッド又は左右の後部スタンションを結ぶラインを越えて身を乗り出すことや、これらの上に座ってはならない。**
 - (2) デッキに座っている間は、背骨の付け根部分はデッキ上に、また臀部は常時アンチハイキングパッドの船の内側に置かなければならない。

C.3 個人装備

C.3.1 必須

- (a) 艇は各々のクルーのために最低 EN 393 又は ISO 12402-5 (Level 50) 又は USCG Type III に適合した**個人用浮揚用具**を備えなければならない。

C.4 広告

C.4.1 制限

広告は ISAF 広告規定 (ISAF レギュレーション 20 参照) によってのみ表示することができる。

- (a) Audi Melges 20 ロゴは附則 H. 3 のとおりコクピットサイドタンクに貼付される。
- (b) クラス公認イベントでは、製造時に提供されたバウナンバーが附則 H. 3 のとおり右舷及び左舷バウに貼付されていないなければならない。

C.5 携帯装備品

C.5.1 必須

- (a) 使用するもの

- (1) 米沿岸警備隊又は国内当局が承認する救命浮環又は投げられる救命クッション等。
 - (2) 長さ最低 2m、直径 4mm 以上のラニヤード付で容量 90以上のバケツ 1 個、折畳式は不可。
 - (3) 長さ 30m以上、直径 8mm 以上のアンカーライン付で、長さ 1mのチェーン及びシャックルを含めた重量が 3.5kg 以上のアンカー1 個。
 - (4) 防水コンテナ又はバッグ入りの応急処置キット。
 - (5) マニュアルビルジポンプ 1 個。
- (b) 使用しないもの
- (1) MPS 提供の船外機取付ブラケット。
 - (2) 使用可能な VHF 無線機 1 個。
 - (3) 燃料が空の状態、又は同等のバッテリーを含む電気モーターで、全て含めた重量が最低 13kg 以上の船外機 1 点。
 - (4) 出港時に最低 30以上入っている燃料タンク 1 個。
 - (5) 上記或いは電気モーターを使用する場合は、最低 3kg 以上のスペアのバッテリー 1 個。

C. 5.2 任意

- (a) 使用するもの
- (1) 電気或いは機械式のタイマー。
 - (2) タクティクス及びナビゲーション機器並びにそれらのための電源。
 - (3) 係留索。
 - (4) ドリンクホルダー。
 - (5) 風見。
 - (6) 備品、食べ物、道具又は飲み物を入れておくためのシートバックを追加してもよい。
 - (7) 雑索、フェンダー、予備品、個別浮具及び安全備品の携行は、それらの取付により艇の構造特性の改変や性能を向上させないのであれば制限されない。
 - (8) 海図及びコンパスのヘディングを記録する道具。
 - (9) 安全及びその他艀装品を保護するためのロープ、バッグ、テープ又は付属品。
 - (10) **リグ及びセール**のどこであれテルテールを追加してもよい。
 - (11) ジェネカーにシートをとりつける方法は、ジェネカー展開時にセールが当該シートロープから 20cm 以上飛ばないのであれば制限されない。
 - (12) **艇体アペンデージ**から海藻を取り除くため、任意の形状の海藻カッターを搭載してよい。

C. 6 艇

C. 6.1 改変、メンテナンス及び修理

- (a) ベルクロ、ショックコード、テフロンテープ、柔軟粘着テープ、ロープ、ステンレスリング、滑車、シャックルの使用は、セールに負荷がかかっている時にあらゆるセールのシーティングアングルを改変せず、又はあらゆる装備の意図する目的を制限することがなく、C. 6.1. (b) に適合している限りは制限されない。
- (b) 艇にどんなものであれ部品をとりつける方法は制限されないが、但し当該部品の取り付け位置、取り付けた部品の効果的な使用法、またあらゆる装備の意図する目的及び作用は、それらの取り付けにより性能を向上させない範囲でなければならない。
- (c) シュラウドカーを負荷がかかった状態で楽に後ろに動かせる任意の形状の滑車等のシステムを追加してもよい。シュラウドカーは、ストップピンを前後に合わせてトラック上を回転させてもよい。
- (d) ジェネカーバッグシステムは変更してもよい、テイクダウンライン、ブロック、アンチハイキングパッドのスペクトラ上のゴム又はポリ塩化ビニル製チューブ及びジェネカーのパッチを用いた任意の形状の収納システムは許容される。バッグの形状は任意で、ローラー又は覆い板等の追加は無く、標準のアルミニウムブラケットは設置しておかなければならない。

- (e) ターンバックル調整を行いやすくするため、ターンバックルに任意の形状のハンドル又は保持用部品を追加してもよい。
- (f) ジェネカーハリヤード保持として、任意の形状のクリートやフックを任意の位置に追加してもよい。
- (g) ラインのひっかかり及び/又は摩擦防止として、ジブ周辺及びジェネカーシステムの滑車、パウアイ及びシュラウドカーに任意の形状のカバー又はプレートを取り付けてもよい。
- (h) アンチハイキングストラップは、パッド両端中心部を強く下に押したとき、どんな状況においてもデッキに付いてはならない。アンチハイキングストラップは、パッドがスタンションの間で強く張られるようにショックコードで後部に結び、たるみのないよう引かれていなければならない。左右のアンチハイキングストラップは、最低 3mm の高強度のラインで、それぞれ左右のスタンションに、結びつける前に 3 回完全な輪を作って固定されていなければならない。
- (i) レース中、後部ゲートは強く張られていなければならない。
- (j) 後部ゲートは最低 5mm のスペクトラを用い、片方のエンドはスプライスで、もう片方のエンドは最低 3mm の高強度のラインで、左右の後部スタンションに、結びつける前に 3 回完全な輪を作って固定されていなければならない。
- (k) アンチハイキングストラップは LM から提供されたものでなければならない。
- (1) キールの艇体フェアリングプレートは、艇体と同一平面としてもよい。外周の繋ぎ目とキールフィンの後ろの繋ぎ目は、シリコン、シーカフレックス又は類似のもので平らにしてもよい。艇体と艇体フェアリングプレートの隙間には、シリコン、シーカフレックス又は類似のもののみ充填することができる。固定するネジを研磨して平らにしたり、埋めたりしてはならない。キールの艇体フェアリングプレートは、MPS 提供のものでなければならない。

C. 6.2 重量

	最低	最大
ドライコンディションでの艇重量	520kg	kg

重量からは、セール及びC.5に列記した全ての可搬装備、コンパス及び個人装備は除かなければならない。

C. 6.3 コレクターウエイト

- (a) 艇が最低重量未満である場合、鉛のコレクターウエイトを恒久的に所定の位置に固定しなければならない。コレクターウエイトの 50% はエンジンボックス内の後部に 5200 接着シーラント【*訳注:3M 製品】又は類似品で接着し、残りの 50% は 2 つに切って前部バルクヘッドの前、ドレンホールのそれぞれの側に 5200 接着シーラント又は類似品を用いて接着しなければならない。
- (b) これらコレクターウエイトの重量は、全部で 20kg を超えてはならない。規則 D も参照のこと。

C. 7 艇体

C. 7.1 変更、メンテナンス及び修理

以下は LM の承認なしで行うことが許される。特に明記しない限り、本章で説明した項目は、どのメーカーやサプライヤーのものを使用してもよい。

変更

- (a) 艇体には電子計器取付用の穴を開けてもよく、また個別の補強材を追加してもよい。
- (b) エポキシ保護コーティング又は防汚塗装をするため、喫水線上 30mm から船底までのゲルコート仕上部分は、表面を調整するために軽く研磨することができる。もしエポキシ保護コーティングをする場合は、防汚塗装も行うこととする。
- (c) どんな素材であれ、コクピット床、足掛け、キールカバー、デッキ及び船外機ハッチにのみ、滑り止めを追加することができる。厚さは 6mm を超えてはならない。
- (d) 全てのクリートでクリートライザー及びフェアリーダーを追加、除去又は交換してもよい。

- (e) ドレンプラグをトランサムに取り付けてもよい。
- (f) ジブシートのクリートの角度は変更してもよい。
- (g) スタクションとデッキの間、そしてスタクションの下の艇体内側、デッキとナットの間に、あらゆる素材のプレートを取り付けてもよい。プレートの厚さは4mmを超えてはならない。プレートはすべてのスタクションの付け根から75mmを超えてはならない。

メンテナンス

- (g) 艇体のワックスがけと艇体磨きは、艶出し効果のために行う場合のみ許される。
- (h) スルハルのトランスデューサーは、艇体と平坦に仕上げてよい。
- (i) 通風及び内部の水分除去を改善するため、どの方向で測っても250mmを超えない点検用開口部を、後部壁又は船外機ハッチの左右いずれかの壁に、最大3か所まで追加してもよい。レース中、これらのハッチ類は常時しっかりと閉じられていなければならない。

修理

- (a) 以下の装備の交換は許可される。いずれのサプライヤーのものを使用してもよい。
 - (1) ブロック
 - (2) クリート
 - (3) メインシートのスイベルベース
 - (4) インスペクションハッチ
 - (5) シャックル、ピン、ボルト
- (b) シーブサイズの制限：
 - (1) メインシートシステムのブロックの直径は最小40mm、スイベルベースラチェットの直径は最小55mm。
 - (2) ジブシートトラベラーカーブブロックの直径は最小40mm、ジブラチェットフリップフロップブロックの直径は最小55mm、ジブクリューのブロックの直径は最小25mm。
 - (3) ジェネカーシートシステムのブロックの直径は最小40mm、ジェネカーラチェットフリップフロップブロックの直径は最小55mm。

C. 7.2 艀装品

- (a) 使用時
 - (1) バウハッチ及びインスペクションハッチ並びにドレンプラグは常時閉めておかなければならない。但し、収納備品の出し入れのためバウハッチを開く場合を除くものとする。

C. 8 艇体アペンデージ【訳注*ラダー、キール、海藻カッター：E. 1.1 参照】

C. 8.1 改変、メンテナンス及び修理

- (a) **艇体アペンデージ**のワックスがけと磨きは、艶出し効果のために行う場合のみ許される。
- (b) **艇体アペンデージ**のエポキシ仕上部分は、追加のエポキシ保護コーティング又は防汚塗装をするため、軽く研磨することができる。もし追加のエポキシ保護コーティングをする場合は、防汚塗装も行うこととする。
- (c) 通常の使用による摩損や擦過痕の修理、及び表面を滑らかにする意図でなく、通常の摩損や擦過痕に対して滑らかな部分をサンディングするなどの日常のメンテナンスは許される。「表面的ダメージ」の解釈について疑義がある場合は、作業開始前に公式計測員又はテクニカルコミティーの判断を仰がなければならない。作業完了時、アペンデージは認定を受け直さなければならない。
- (d) キールが動かないよう、キールガイドブロックをくさび状に入れてもよいが、キール位置を変更してはならない。
- (e) ティラーエクステンションは、長さが1042mmを超えなければ、任意のものに交換してもよい。

- (f) ティラーエクステンションは、ティラー上のどこに配置してもよい。
- C. 8. 2 制限
- (a) **キール**及び**ラダー**ブレードは、失ったか修理不可の損傷を受けてレース委員会の許可を得て交換する場合を除き、イベント期間を通じて各1セットしか使用してはならない。
- C. 8. 3 キール
- (a) 使用時
- (1) **キール**はキールホールドダウンストラップを締めて固定しなければならない。
- C. 8. 4 ラダー
- (a) 使用時
- (1) ラダーブレードは工場から供給されたピン、ラダーストラップ及びトランサム軸受を用いてトランサムに取り付けられていなければならない。

C. 9 リグ

C. 9. 1 改変、メンテナンス及び修理

以下はLMの承認なしで行うことが許される。特に明記しない限り、本章で説明した項目は、どのメーカーやサプライヤーのものを使用してもよい。

改変

- (a) ランニングリギンは、C. 9. 6 記載の最小直径に適合していれば、どんなタイプのロープに交換してもよい。
- (b) ターンバックル緩み防止及びセール保護のためのあらゆるテープ、ロープ、又はクリップ。
- (c) **パウスプリット**はショックコードで格納してもよいが、オーナーズマニュアルに基づき**パウスプリット**周辺のハウジングチューブに常時格納されているものとする。
- (d) ジブクリューからマストを保護するため、デッキからグースネックまでのマスト前面に保護パッドを追加してもよい。
- (e) 風見をマストトップに取り付けてもよい。
- (f) メイン及びジブハリヤードを引くラインは任意のサイズ及び材質とする。
- (g) ジェネカーハリヤードがスプレッダーとメインセールリーチの後ろに飛ばされないように、ジェネカーハリヤードにショックコードプリベンター、フォアステイとマストヘッドにブロックを、ハリヤードにステンレスのリングを追加してもよい。
- (h) ブームエンドに保護パッドを追加してもよい。
- (i) ブームのメインシート垂れ下がり防止用マインダーは任意の形及びサイズとする、但し常時ブームに取り付けていなければならない。
- (j) **ジブラフのパーチェスシステムは任意であるが、通常はジブ、フォアステイ及び/又はファーラーの上になければならない。**
- (k) **ジブハリヤードでデッキからのジブの高さを調整する際、シャックル又はストラップを追加して調節してもよい。調節後の新しいジブハリヤードはカスタムシリンダーロック付のものをLMにオーダーしてもよい。**
- (l) **上部スイベルは、工場出荷時のものと同様又はそれ以上の使用荷重であれば他メーカーのものと交換してもよい。(ハーケン 164 スモールポートハイロード)**

メンテナンス

- (1) リグ上のショックコードの使用に制限はない。
- (m) あらゆる種類のテープの使用に制限はない。

修理

- (n) シーブブロック及びその他の艀装品は、修理に必要で、取り付け部分のサイズがわずかに大きい場合を除いて同一条件のものであれば、交換してもよい。
- (m) ブームの下側に、ジェネカーハリヤードのガイドとしてシャックル、ブロック又は類似の装置を取り付けてもよい。

C. 9. 2 制限

- (a) **スパー**及び**スタンディングリギン**は、失ったか修理不可の損傷によりレース委員会の許可を得て交換する場合を除き、イベント期間を通じて各1セットしか使用してはならない。

C.9.3 マスト

(a) 使用時

- (1) **スパー**はオーナーズマニュアルに従って据え付けられていなければならない。

C.9.4 格納式バウスプリット

	最低	最大
バウスプリット伸長箇所の船体バウ最前部から バウスプリットの船外最前部の蓋の部分まで		1416mm

(a) 使用時

- (1) **バウスプリット**は、ジェネカーをセットしたかセット又は回収する動作の時を除き、常時完全に格納されていなければならない。また風下マークの回航後、最初の合理的な機会に格納しなければならない。
- (2) ジェネカーセット無しで風上マークに接近中、バウがマークを通過するまではバウスプリットを伸ばしてはならない。もし風が振れたかその他の理由でジェネカーを上りレグで展開した場合は、風上マークの三艇身サークルに到達する前にバウスプリットを完全に伸ばしてジェネカーをセットしなければならない。

C.9.5 スタンディングリギン

(a) 寸法

(1) **F.3.1 参照のこと**

(a) 使用時

- (1) アッパー及びローサイドステイターンバックルはレース中調整してはならない。
- (2) シュラウドトラックはレース中調整してもよい。
- (3) ダイヤモンドシュラウドターンバックルはレース中調整してもよい。

C.9.6 ランニングリギン

(a) 寸法

- (1) ジブハリヤードは直径3mm、7×9のステンレスワイヤとしなければならない、ハリヤードロックの停止位置は任意である。
- (2) メインハリヤードは直径3mm、7×9のステンレスワイヤとしなければならない、ハリヤードロックはハリヤードが止まった位置でメインセールのヘッドが計測バンドを超えない位置に設置しなければならない。

(b) 使用時/寸法

- (1) ジェネカーハリヤードは直径最低6mmとし、テーパーをつけて6mm以下になってもよい。
- (2) メインシートのブライドルは直径最低5mm、コクピット表面から滑車の一番下までを垂直に計測して750mm以上まで伸ばしてはならず、また調節してはならない。
- (3) **メインセール**のシートは常時最低3:1でリードしなければならない、また直径は最低6mmとし、テーパーをつけて6mm以下になってもよい。
- (4) **ヘッドセール**のシートは常時最低2:1でリードしなければならない、また直径は最低6mmとし、テーパーをつけて6mm以下になってもよい。

- (5) ジェネカーシート及びガイは製造時に取り付けられたブロックに通さなければならないものとし、直径は最低 6mm、6mm 以下にテーパーをつけてもよく、またクリューには長さ 40cm 以下のピッグテールラインを結び付けてもよい。
- (6) タックライン/バウスプリット引出ラインはキャビン内クリート、ラインのガイドに通さなければならない、直径最低 6mm とし、6mm 以下にテーパーをつけてもよい。
- (7) バングはマストの後側にのみリードされなければならない。コントロールするラインの直径は最低 5mm とする。
- (8) メインセールのクリューアウトホールはブームの根元にリードされなければならない、尾部はショックコードに結んでもよい。
- (9) メインセールカニンガムはマスト付け根近く、スターボード側のアイストラップに通さなければならない。直径は最低 5mm とする。

C. 10 セール

C. 10.1 改変、メンテナンス及び修理

以下は再**サーティフィケーション**又は承認なしで行うことが許され、誰が行ってもよい。

- (a) 裂けめの補修などの所定のメンテナンス。
- (b) テルテールの追加。
- (c) キャンバーストライプの追加。
- (d) グラスファイバークレートのバテンポケットへの設置。

C. 10.2 制限

- (a) メインセール 1 枚、ヘッドセール 1 枚、ジェネカー 2 枚以上を船に搭載してはならない。
- (b) **セール**を失ったか修理不可の損傷を受けてレース委員会の許可を得て交換する場合を除き、9 日未満の連続したイベント期間中、メインセール 1 枚、ヘッドセール 1 枚、ジェネカー 2 枚以上使用してはならない。

C. 10.3 メインセール

- (a) アイデンティフィケーション：
国別文字及びセールナンバーは RRS71 に適合していなければならない。
- (b) 使用時：
 - (1) オーナーズマニュアルに従って艀装されなければならない。
 - (2) **セール**の見える最も高い部分をマスト**スパ**ーに 90° で投影した点がマストの**アッパーリミットマーク**の下端を超えてはならない。**リーチ**と**ブームスパ**ー最高点の延長線の交点が**ブームのアウト**ーリミットマークの前側を超えてはならない。
 - (3) **ラフ**ボルトロープは**スパ**ーの**グル**ープ又は**トラ**ックに通さなければならない。
 - (4) タック部分は**ブーム**バング周囲を**ファ**スナーで締めて袋状とし、マスト前側は締まっていなければならない。

C. 10.4 ヘッドセール

- (a) アイデンティフィケーション：
ヘッドセールにはセールナンバーは必要ではない。
- (b) 使用時：
 - (1) ヘッドセールはフォアステイに巻き取ることが可能でなければならない。
 - (2) 風上側のジブシートでジブクリューを内側に引いてもよい。
 - (3) オーナーズマニュアルに従って艀装されなければならない。

C. 10.5 ジェネカー

- (a) アイデンティフィケーション：
ジェネカーにはセールナンバーは必要ではない。
- (b) 使用時：
 - (1) オーナーズマニュアルに従って艀装されなければならない。

D 節 — 艇体

D.1 パーツ

D.1.1 必須

- (a) 船体外板
- (b) デッキ

D.2 概要

D.2.1 ルール

- (a) **艇体**は製造時に有効な**クラスルール**に適合していなければならない。

D.2.2 アイデンティフィケーション

- (a) MPS から支給される艇のシリアルナンバーを織り込んだ製造者プラークを、オーナーズマニュアルに従って恒久的にトランサム右側上部に、並びに艇体ナンバー237 からはコクピットの後端に ISAF プラークを艇体に掲示しなければならない。

D.2.3 ビルダー

- (a) 艇体は MPS から製造許諾を受けたビルダーが製造しなければならない。
- (b) 製造に際して用いる型は MPS が承認したものでなければならない。

D.3 改変、メンテナンス及び修理

本節に含まれる部分の調整は、LM によるか、又は、LM に正式な要請がなされ、オーナーが書面による同意書を受領した後であれば、他の者でも行うことができる。それに際し、マニユファクチャラー デクラレーションの再発行を請求しなければならない。

- (a) わずかでも**艇体**に損傷があり、詳細が上記 C 節記載以外で修理を請求した場合は、マニユファクチャラー デクラレーションに記録されなければならない。
- (b) トップサイドの塗装

D.4 艇体組立

D.4.1 重量

	最低	最大
仕上時艇体重量（仕上時重量に含まれるものについては C. 6.2 参照）	520kg	kg

E 節 — 艇体アペンデージ

E.1 パーツ

E.1.1 必須

- (a) **キール**
- (b) **ラダー**
- (c) キール海藻カッター

E.2 概要

E.2.1 ルール

- (a) **艇体アペンデージ**は**サーティフィケーション**の時に有効な**クラスルール**に適合していなければならない。

E.2.2 改変、メンテナンス及び修理

本節に含まれる部分の調整は、LM によるか、又は、LM に正式な要請がなされ、オーナーが書面による同意書を受領した後であれば、他の者でも行うことができる。その際、マニファクチャラー デklarレーションの再発行を請求しなければならない。

- (a) どのようなものでも**艇体アペンデージ**に損傷があり、上記 C 節記載方法以外で修理を請求した場合は、その詳細をマニファクチャラー デklarレーションに記録しなければならない。

E.2.3 製造者

- (a) **艇体アペンデージ**は MPS から製造許諾を受けた製造者が製造しなければならない。

F 節 — リグ

F.1 パーツ

F.1.1 必須

- (a) **マスト**
- (b) **ブーム**
- (c) **スタンディングリギン**
- (d) **ランニングリギン**
- (e) **ハウスプリット**

F.2 概要

F.2.1 ルール

- (a) **スパー**及びそれらの艀装品は、**スパー**の**サーティフィケーション**時に有効な**クラスルール**に適合していなければならない。
- (b) **スタンディング**及び**ランニングリギン**は**クラスルール**に適合していなければならない。

F.2.2 改変、メンテナンス及び修理

以下の部分の調整は、LM によるか、又は、LM に正式な要請がなされ、オーナーが書面による同意書を受領した後であれば、他の者でも行うことができる。その際、マニファクチャラー デklarレーションの再発行を請求しなければならない。

- (a) わずかでも**スパー**に損傷があり、上記 C 節記載方法以外で修理を請求した場合は、その詳細がマニファクチャラー デklarレーションに記録されなければならない。

F.2.3 製造者

- (a) **スパー及びブーム**は MPS から製造許諾を受けた製造者が製造しなければならない。

F.3 スタンディングリギン

F.3.1 材質/構造

(a) 必須

- (1) **ダイヤモンドステイ**は直径最大 3.2mm、1×19 のステンレスワイヤ又は 3.2mm の**ダイフォーム**【*訳注：英 Bridon 社製品】ステンレスワイヤとし、根元部分に両口オープンボディアのターンバックルを取り付け、3mm 又は 4mm のかしめ用の玉をアッパー及びロー Spredder を嵌めるチップにそれぞれ取り付けなければならない。
- (2) **インターミディエイトステイ**は直径 4mm、1×19 のステンレスワイヤ又は 4mm の**ダイフォーム**ステンレスワイヤとし、根元部分に両口オープンボディアターンバックルを取り付けなければならない。
- (3) **ローステイ**は直径 4mm、1×19 のステンレスワイヤ又は 4mm の**ダイフォーム**ステンレスワイヤとし、根元部分に両口オープンボディアターンバックルを取り付けなければならない。
- (4) **フォアステイ**は直径 4mm、1×19 のステンレスワイヤとし、根元部分に両口オープンボディアのターンバックルを取り付けなければならない。長さは任意とする。

F.3.2 艀装品

(a) 必須

- (1) 全てのスタンディングリギンに工場支給の両口ターンバックルのみ使用してよい。

- (2) **フォアステイリ**ギング環
- (3) **シュラウド**リギングねじ

F.4 ランニングリギン

F.4.1 材質

- (a) 材質は任意である。

F.4.2 構造

- (a) 必須
 - (1) **メインセールハリヤード**
 - (2) **メインセールシート**
 - (3) ブームバンダ
 - (4) ヘッドセールハリヤード
 - (5) ヘッドセールシート
 - (6) ジェネカーハリヤード
 - (7) ジェネカーシート
 - (8) ジェネカータックライン
- (b) 任意
 - (1) **メインセールカニンガムライン**
 - (2) **メインセールアウトホール**
 - (3) ヘッドセールカニンガムライン

G 節 - セール

G.1 パーツ

G.1.1 必須

- (a) **メインセール**
- (b) ヘッドセール

G.1.2 任意

- (a) ジェネカー

G.2 概要

G.2.1 ルール

- (a) **セール**は**サーティフィケーション**時に有効な**クラスルール**に適合していなければならない。

G.2.2 サーティフィケーション

- (a) **公式計測員**又は**社内公式計測員**は、メインセール及びヘッドセールは**タック**部分に、ジェネカーは**ヘッド**部分に署名及び**サーティフィケーションマーク**の日付を記載して**証明**しなければならない。
- (b) ISAF 又は MNA は、計測し**セール**の**証明**をする1名又はそれ以上の、当該製造者の**社内公式計測員**を任命することができる。

G.2.3 セールメーカー

- (a) 何らかのライセンスは必要ではない。
- (b) セールメーカーは、**ジェネカー本体**の平米当たりグラム数を**ヘッドポイント**付近に消えないように記載し、合わせて日付と自身のサイン又はスタンプをしなければならない。**メインセール**及び**ヘッドセール**は全体の重量を、各々の**ヘッドポイント**付近に消えないように記載し、合わせて日付と自身のサイン又はスタンプをしなければならない。

G.2.4 クラス協会ロイヤリティボタン

各々のセールは右舷**タック**付近に公式 ICA ボタンを剥がれないように固定しなければならない。**セール**はボタン無しでは**基本計測**を受けられない。**計測員**は、他のセールに移されることがないように、ボタンとセー

ルに交差してサインしなければならない。ボタンは ICA セクレタリ（又は財務担当）からのみ入手可能であり、費用は ICA 総会で決定される。ロイヤリティ申請フォームは www.melges20.com に掲載され、Melges USA、sales@melges.com 又は Melges Europe、sales@melgeseuropa.com に提出されなければならない。

G.3 メインセール

G.3.1 アイデンティフィケーション

- (a) クラスロゴは附則 H.1 記載の詳細図の寸法及び要件に従っていなければならない、また附則 H.1 の図に従って配置されなければならない。

G.3.2 材質

- (a) セール材料の**プライ**は、裂いた時、フィルムの痕跡を残さず繊維に分けることができる織られたプライ及び/又は二層以上から成るラミネートプライで、以下：ダクロン、ポリエステル、アラミド、HMPE のうち一種類かそれ以上の種類の材質から構成されなければならない。セール補強材は以下：ポリエステル、アラミド、HMPE、ファイバークラスのうち一種類又はそれ以上の種類の材質から構成されなければならない。注意；アラミド繊維はケブラー、トワロン等の商品名で、また HMPE はスペクトラ、ダイニーマ等の商品名で販売されている。

G.3.3 構造

- (a) 構造は：平らに畳んだ時にプライが傷つかない**ソフトセール**で、セール本体の全部分が1つのプライのみから作られた**単一プライセール**で構成されなければならない。
- (b) セールは、**リーチ**にバテン**ポケット**が5か所なければならない。
- (c) 以下は使用してもよい：縫い合せ、接着剤、テープ、ボルトロープ、コーナーアイ、固定ヘッドボード、カニンガムアイ又は滑車、バテンポケットパッチ、バテンポケットゴムバンド、バテンポケットエンドキャップ、マスト及びブームスライド、クリート付リーチライン、窓、テルテール、スプレッド擦れ除けパッチ、セールシェイプインジケーターストライプ並びにその他有効なルールで許可又は規定される品目。
- (d) **リーチ**は、セール後端の直線は、以下の間を超えてはならない：
- (1) **ヘッド後方ポイント**と**リーチ**との交点と、最も近い**バテンポケット**の上端。
 - (2) **リーチ**の交点と**バテンポケット**の下端と、**リーチ**の交点と隣接する**バテンポケット**の上端の下。
 - (3) **クリューポイント**と**リーチ**との交点と、最も近い**バテンポケット**の下端。
- (e) 2013年1月31日以降に認証されたメインセールは、**ヘッド後方ポイント**と**ヘッドポイント**との接線、“ヘッドエッジ”と定義される、がポジティブになってはならない。ラフと“ヘッドエッジ”間の角度は最大90度とする。

G.3.4 寸法

	最 小	最 大
トップ幅		700mm
リーチ長	7875mm	7975mm
ラフ長		7390mm
フット長		3000mm
2分の1幅		2263mm
4分の3幅		1559mm
アッパーリーチポイント、ヘッドポイントから1300mm位置でのラフとの最短幅		1170mm
補強 については制限なし		

バテン除く仕上時重量	4.59kg	
上部の 3 本のバテンはフルバテンでなければならない		
下 2 本のバテン長		1200mm
アフトヘッドポイントからリーチと最上部のバテンポケットのセンターラインとの交点まで	0mm	30mm
アフトヘッドポイントからリーチと 2 番目のバテンポケットのセンターラインとの交点の下まで	830mm	930mm
アフトヘッドポイントからリーチと 3 番目のバテンポケットのセンターラインとの交点の下まで	2100mm	2200mm
アフトヘッドポイントからリーチと 4 番目のバテンポケットのセンターラインとの交点の下まで	3750mm	3850mm
アフトヘッドポイントからリーチと最下部のバテンポケットのセンターラインとの交点まで	5710mm	5810mm
タックポーチ長- タックポイント から ラフ に沿って		1000mm

G.4 ヘッドセール

G.4.1 材質

メインセールに準ずる。

G.4.2 構造

- 構造は：**ソフトセール**で、**単一プライセール**でなければならない。
- ヘッドセールは、**リーチ**に**バテンポケット**を 2 か所、ジブが巻けるようラフに平行になるように調整されていなければならない。
- リーチ**は、**ヘッド後方ポイント**から**クリューポイント**の間の直線を超えてはならない。
- 以下は使用してもよい：縫い合せ、接着剤、テープ、コーナーアイ、ハンクス、バテンポケットゴムバンド、**バテンポケットパッチ**、バテンポケットエンドキャップ、クリート付リーチライン、**窓**、テルテール、セールシェイプインジケーターストライプ並びにその他有効な *RRS* ルールで許可又は規定される品目。
- ジブのヘッドには、外郭の直径が最大 35mm、ヘッドに織り込まれたステンレスの O リングを取り付けなければならない。プレスされた O リングは不可とする。被覆されたものを使用してはならない。
- ジブ**には**シーブ直径 30mm を超えないクリューのブロックを 2 つ**取り付けなければならない。**クリューのブロックはクリューにピッグテールライン又は先端を結んで輪にした任意の長さ**と材質のシートを介して取り付けてもよい。

G. 4.3 寸法

	最 小	最 大
トップ幅		55mm
ラフ長	6980mm	7030mm
アッパーリーチポイント、ヘッドポイントから 3225mm の位置からハーフラフポイントまで	1120mm	1150mm
フット長	2460mm	2510mm
フット部分の曲線ーラフ上のミッドガースポイントのマークから タック上までの距離が最長となる点を見つけ、 そこからクリューまでスイングさせて弧を描いたとき、 フットはその弧を超えることがないこと		
バテン長	650mm	750mm
バテンポケット幅 外側	-	80mm
ヘッドポイントからリーチと最上部の バテンポケットのセンターラインとの交点まで	2390mm	2490mm
ヘッドポイントからリーチと最下部の バテンポケットのセンターラインとの交点まで	4520mm	4620mm
バテンを除いたセール重量	2. 25kg	
補強 については制限なし		

G. 5 ジェネカー

G. 5.1 材質

- (a) プライ繊維は、織られたプライでなければならない。全てのプライ繊維は非ポリエステル素材でなければならない。基本的な補強材はその他の材質を含んでもよい。

G. 5.2 構造

- (a) 構造は：ソフトセールで**単一プライセール**でなければならない。
 (b) **セール本体**は全体が同一の**織られたプライ**で構成されなければならない。
 (c) 以下は使用してもよい：縫い合せ、接着剤、テープ、コーナーアイ、リカバリーラインアイ、テルテル並びにその他有効な RRS ルールで許可又は規定される品目。
 (d) セールの高さの半分以下の窓は許可される。
 (e) シリコンコーティングを使用して作られたジェネカーは、セールリミテーションマークのためタック近くに材質表示パッチを縫い付けられていなければならない。

G. 5. 3 寸法

	最 小	最 大
ラフ長	9700mm	10080mm
リーチ長	7700mm	8005mm
フット長	5630mm	5680mm
リーチ長半分位置の幅	5100mm	5420mm
セール本体のプライ重量	40g/m ²	
補強 については制限なし		

H 節 一 附則 (内容略)

- H. 1 セールロゴサイズ等図解
- H. 2 コクピットタンクロゴサイズ等図解
- H. 3 バウナンバーグラフィックサイズ等図解

第三章 ——— イベントルール

これらのルールは、レース公示又は帆走指示書により個別に適用を定められ、これらの文書のための標準的な文言として考慮されるものとする。これらのルールは、通常は適用されない。レース公示には、IM20 クラスルールが適用されることを明記しなければならない。

I 節 — イベントルール

I.1 抗議締切時間

抗議締切時間はレース公示又は帆走指示書に規定されるものとする。

I.2 セールリミテーションマーク

セールリミテーションマークは、クラスマネージャーにより、クラス協会年会費を支払った全てのオーナーに対して発行される。これら**セールリミテーションマーク**、及びセール申告フォームに記載されたクラスロイヤリティボタンのシリアルナンバーは、一枚のセールに一つのみ使用することができ、タック付近に剥がれないように確実に固定し、IMCA 認可イベント毎に、事前にクラスマネージャーに提出しなければならない。**セールリミテーションマーク**は艇オーナーまたはチャーターラーに対してのみ発行される。

セールリミテーションマークは、艇でなくチャーターラーに属するものである。チャーターラーは、艇オーナーが申告した**セールリミテーションマーク**がある場合、艇付属のセールを使うかどうか選ぶことができる。チャーター艇のオーナーが**セールリミテーションマーク**を申告していない場合、チャーターラーは**セールリミテーションマーク**が当該チャーターラーに対し発行されるよう申告をしなければならない。オーナーチャーターラーは、チャーター艇で自分のセールを使用する場合は、自艇の**セールリミテーションマーク**を使用しなければならない。オーナーチャーターラーは、艇オーナーが申告した**セールリミテーションマーク**がある場合、艇付属のセールを使うかどうか選ぶことができる。もしチャーター艇のオーナーが**セールリミテーションマーク**を申告していない場合、オーナーチャーターラーは**セールリミテーションマーク**がオーナーに対し発行されるよう申告をしなければならない。

非オーナーチャーターラーは、クラス協会年会費を支払い次第、**セールリミテーションマーク** 4 枚の発行を受けるものとする。これらの**セールリミテーションマーク**は発行年のみ有効とする。チャーターラーがチャーターした年にオーナーになった場合は、当初発行された 4 枚の**セールリミテーションマーク**は初年度分の 7 枚に含めてカウントしなければならないものとし、チャーターラーには以下が認められる：

クラス協会年会費を支払った全てのオーナーには以下が認められる：

- (a) 新又は中古艇を所有した初年度暦年（1月1日から12月31日）は、7枚の**セールリミテーションマーク**。
- (b) その後一年につき3枚の**セールリミテーションマーク**。
- (c) 1暦年で4回目のクラス協会認可イベントが完了し、クラスマネージャーがセールリミテーション請求フォームを受領次第、4枚目の**セールリミテーションマーク**が割当てられる。（附則4）
- (d) 1暦年で6回目のクラス協会認可イベントが完了し、クラスマネージャーがセールリミテーション請求フォームを受領次第、5枚目の**セールリミテーションマーク**が割当てられる。（附則4）
- (e) 1暦年で7回目のクラス協会認可イベントが完了し、クラスマネージャーがセールリミテーション

ン請求フォームを受領次第、6枚目の**セールリミテーションマーク**が割当てられる。(附則4)

- (f) セールリミテーションマークは、発行年の翌年6月1日まではセールに固定しておかなければならない。(例：2013年発行のリミテーションマークは2014年6月1日まで)
- (g) チャーター艇が、当該艇の登録セールを使用してクラス協会認可イベントに参加した場合、**セールリミットマーク**割当はチャーターラーではなくチャーター艇についてカウントするものとする。
- (h) チャーターラーがチャーター艇で自分のセールを使用してクラス協会認可イベントに参加した場合、セール割当はチャーターラーについてカウントするものとする。
- (i) **セールリミテーションマーク**は艇同士で譲渡してはならない。同一オーナーが2艇所有している場合でも、**セールリミテーションマーク**は艇固有のものとする。同一オーナーが2艇所有している場合でも、各艇毎に、クラス協会年会費の支払と年毎の**セールリミテーションマーク**の交付を受けなければならない。
- (k) 過去に**セールリミテーションマーク**の登録を受けたセールは、それ以降のクラス協会認可イベントで使用するために既存の**セールリミテーションマーク**で申告することができ、新たに申告を行う必要はない。未使用の**セールリミテーションマーク**は当該発行年の暦年末に無効となる。基本のセール登録(4枚)以上をクラス協会認可イベントに申告することはできない。
- (l) **セールリミテーションマーク**が修理不可能な破損又は紛失した場合、オーナー又はチャーターラーは附則4の請求フォームに記入することができる。

I.3 レース運営

I.3.1 国際セーリング規則

- (a) RRS 44.1(a)及びRRS 44.2は変更し、1タック及び1ジャイブを含む1回転ペナルティを適用する。
- (b) 抗議を行う場合、審問室での審問に出席する各ヨットの代表者はオーナー又はカテゴリー1のヘルムスマンでなければならない。カテゴリー2又は3の乗員は審問室への入室又は室内の代表者と接触することを禁ずる。
- (c) 付則“A”の低得点システムを適用する。

I.3.2 得点方式

- (a) 3レースの完了をもってシリーズの成立とする。
- (b) 完了したレースが6レース未満の場合、艇のシリーズの得点は全レースの得点の合計とする。
- (c) 6レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点はシリーズ中最も悪い得点を除外した得点の合計とする。

I.3.3 風速

- (a) レース委員会は、風速が一貫して23ノット以上か又はガストで25ノット吹いているとみなした場合、レースを開始することはない。レース開始後に風速が23ノットを超えた場合、レースを中止するかどうかはレース委員会の判断に委ねられる。スタートの時点で、風速が一貫して4ノット以上なければ、レースを開始することはない。

I.4 外部の援助

艇は以下の外部の援助を一切受けてはならないものとする：出港してからその日の最終レースでフィニッシュするまでの間、緊急時やエンジントラブルでスタートエリアに到達できない場合を除き、サポート艇、携帯電話又は無線通信、視覚的又は音声信号によるもの、装備や食料その他の受け渡しなど。

緊急時やエンジントラブルでスタートエリアに到達できない場合を除き、艇は出港してから最終日の最終レースでフィニッシュするまでの間、曳航されるべきではない。

エンジントラブルの場合、当該艇は翌日のレースまでに修理するようあらゆる努力をし、ジュリー、レース委員会又はクラス代表によるインスペクションを受けられる状態にしなければならない。

個別のコーチ又はサポート艇は、レース中のあらゆる艇に300フィートより接近してはならないものとし、マークラウンディング又はフィニッシュラインでは、風上マークの風上又は風下マークの風下から、及びフィニッシュラインの延長から100フィート以内に近寄ってはならない。

スタート予告信号の際、個別のコーチ又はサポート艇はレース艇に使用されるエリアから離脱し、アウトマーク及びコミッティーボートのいずれからも離れ、いずれのエンドからも100フィート以内に近寄ってはならない。

Melges 20 レガッタの帆走指示書には、以下を含めなければならない：サポート及び/又はコーチボートによるビデオ及び写真はプロテストの証拠として用いてはならない。これはRRS 63.6を変更している。

本ルールの違反に対するペナルティは、イベントのジュリー又はプロテスト委員会の判断により決定されなければならない。

本ルールはレース前及びレース中を通じ、社会的交流を妨げることを意図するものではない。

I.5 賞

追加のトロフィーや表彰をすることができる：

- (a) 1名以上の21歳以下及び/又は女性クルーがいるベストボート；
- (b) 全てのクルーが女性であるベストボート；
- (c) ヘルムスマンが、全イベントを通じ、21歳以下であるベストボート；
- (d) ヘルムスマンが、全イベントを通じ、60歳以上であるベストボート

第IV章 ——— 別表 (内容略)

- 別表 1 クラスメンバーシップ申込書
- 別表 2 セール申告フォーム
- 別表 3 セールメーカー向け Melges20 セールロイヤリティボタン注文フォーム
- 別表 4 Melges20 セールリミテーションマーク申請フォーム
- 別表 8 ヘルムスマン申請フォーム